

# J ミルク需給見通しに関する補足説明資料

(平成 29 年 1 月 27 日 ver.)

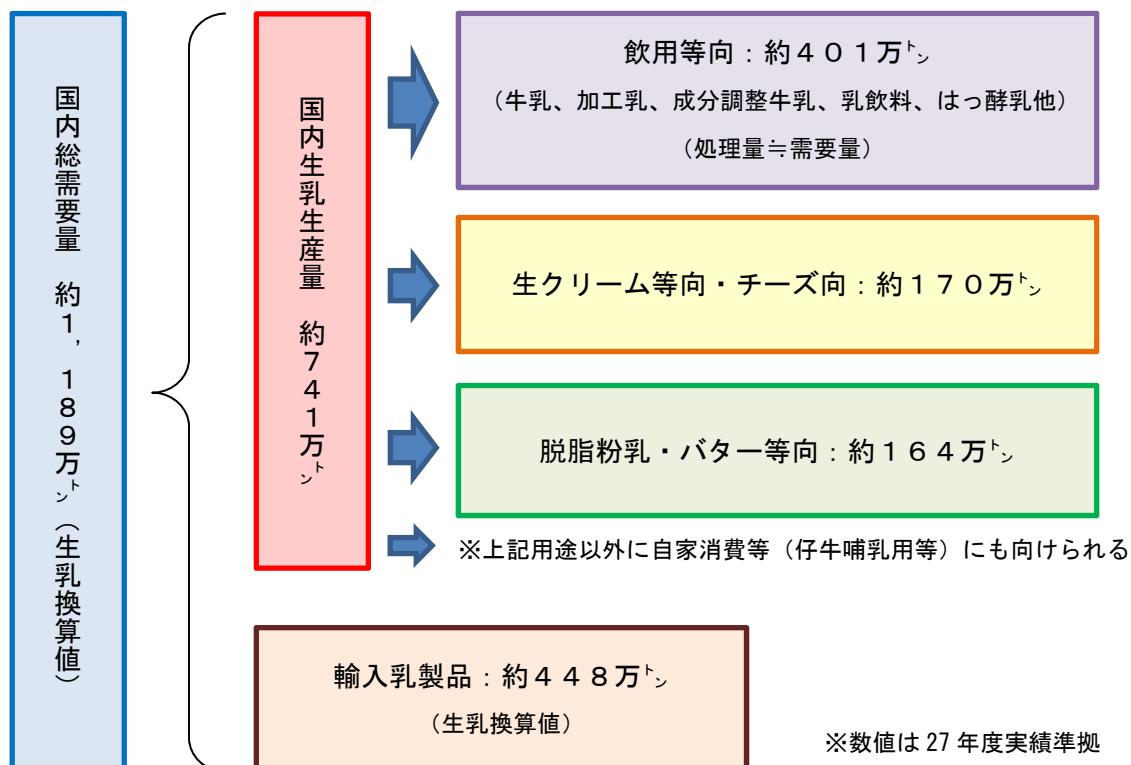
## ■生乳及び牛乳乳製品の需給構造

日本の国内生乳生産量は、平成 27 年度で約 741 万トン。対して、牛乳乳製品の国内総需要量は生乳換算で約 1,189 万トン。その供給と需要の差である輸入量は、生乳換算で約 448 万トンと算出される。

国内生乳生産量の仕向けの内訳は、飲用等向が約 401 万トン、生クリーム等向及びチーズ向が約 170 万トン、脱脂粉乳・バター等向が約 164 万トンとなっている。

なお、国内生乳生産量の仕向け順は、賞味期限の短い製品から優先的に処理され、①飲用等向、②生クリーム等向及びチーズ向、③脱脂粉乳・バター等向となっていることから、生乳生産量の増減や飲用等・生クリーム等・チーズの需要の増減が、最終的に、脱脂粉乳・バターの製造量や在庫量に影響を与えるといった生乳需給構造になっている。

【国内の生乳需給（概要図）】



## ■用語解説

### ○生乳生産量

「生乳」とは、搾乳したままの人の手を加えない（殺菌処理等を行う前の）牛乳乳製品の原材料としての乳を指す。J ミルク需給見通しにおける「生乳生産量」は、酪農家段階においての生乳の搾乳量のこと。

なお、J ミルク需給見通し（公表資料）では、現在、北海道と都府県の 2 地域についての予測を採用している。（都府県の生乳生産量は、東北～沖縄の 9 指定団体の地域ごとにも予測は行っているが、公表用には採用していない。）

### ○自家消費量

輸送や牛乳乳製品の製造工程での減耗分や、自家消費分（自家飲用、子牛哺乳用等の出荷以外の生乳）。牛乳乳製品統計における「その他向」。

### ○生乳供給量

「生乳生産量」から「自家消費量」を引いた、牛乳乳製品の原材料として供給される分の生乳量。

### ○牛乳等

J ミルク需給見通しにおいては、「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」の 4 品合計を「牛乳類」として定義し、「牛乳類」に「はつ酵乳」を加えたものを「牛乳等」として定義している。

なお、牛乳等の製造量 ≈ 需要量として捉えられる。

### ○乳製品

J ミルク需給見通しにおいては、「脱脂粉乳・バター等」「チーズ」「生クリーム等」の 3 分類で定義している。

脱脂粉乳・バター等は、正確には、指定乳製品 4 品目（「バター」「脱脂粉乳」「全脂加糖練乳」「脱脂加糖練乳」）及び「全粉乳」「加糖粉乳」「全脂無糖練乳」「脱脂乳（子牛哺育用）」の合計 8 品目が特定乳製品と定められている。

生クリーム等は、「生クリーム」「脱脂濃縮乳」「濃縮乳」。

### ○飲用等向処理量

牛乳等（「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」「はつ酵乳」）他に仕向けられる生乳量。

### ○乳製品向処理量

乳製品（「脱脂粉乳・バター等向」「チーズ向」「生クリーム等向」）に仕向けられる生乳量。

なお、乳製品向に処理される生乳が「加工原料乳」として、加工原料乳生産者補給金

の交付対象となっており、チーズ向は 26 年度より交付対象に加えられ、生クリーム等向は 29 年度より交付対象。

なお、J ミルク需給見通しにおける脱脂粉乳・バターの製造量は、「(乳製品向処理量 - チーズ向処理量 - 生クリーム等処理量) × 製造係数」で算出している。

### ○移入量（道外移出量）

各地域や各都道府県で生産された生乳のうち、その地域や都道府県を越えて処理工場に運ばれる量を「移出量」「移入量」という。

J ミルク需給見通しにおいては、北海道から都道府県に移送される生乳量を「移入量（道外移出量）」と表現している。

都府県では、第 2~3 四半期（6 月～11 月頃）にかけて生乳生産量が減少することから、都府県における牛乳乳製品需要に対して生乳供給量が不足するため、「移入量（道外移出量）」が増加する傾向にある。

### ○生乳計画生産

酪農家が生産する生乳量について、酪農家（生産者団体）自らの取り組みとして毎年実施され、需給動向を勘案し全国及び地域ごとの生産目標数量を設定して達成を図る仕組み。昭和 54 年に開始され、現在まで継続している。

なお、需給緩和（供給過剰）時には生産抑制の意味合いが強いが、平成 24 年度における生乳計画生産では、「今後 3 年間（24～26 年度）は前年度実績以上の目標数量の配分を行う」方針が示され、平成 27 年度における生乳計画生産においても同様に取り組まれている。

### ○指定団体

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）に規定される指定生乳生産者団体のこと。生乳流通の広域化に伴い、現在は複数の都道府県を範囲とする全国 10 地域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）の広域指定団体が定められており、その地域における生乳の一元集荷・多元販売を行っている。

なお、関東及び東海については、牛乳乳製品統計における地域区分とは所属都府県が一部異なっている。

### ○カレントアクセス

酪農乳業用語としては、乳製品の義務的輸入のことをいう。輸入自由化の流れの中で、1993 年のガット・ウルグアイ・ラウンド合意以降、脱脂粉乳やバター等の乳製品について、毎年、生乳換算で 137,202 トンの輸入が義務付けられている。

ただし、輸入品目については日本の判断に委ねられているため、その時々の国内の需給状況によって輸入する品目は異なっており、これまで、バターや脱脂粉乳の他に、ホエイやデイリースプレッド、バターオイル等が輸入されている。